

工事中の歩行者に対する バリアフリー推進ガイドライン

令和5年4月

横浜市

目 次

1	ガイドラインの目指すもの.....	1
2	ガイドラインの位置づけ.....	1
3	ガイドライン利用の留意点.....	2
4	ガイドラインの2つのアプローチ.....	3
	（1） 歩行者からのアプローチ.....	3
	（2） 工事の箇所からのアプローチ.....	4
5	配慮の項目.....	5
	（1） 通路の有効幅員.....	5
	（2） 通路こう配.....	9
	（3） 通路上の段差.....	10
	（4） 通路の路面状態.....	12
	（5） う回路の設定.....	13
	（6） 視覚障害者誘導用ブロックの設置してある箇所の対応.....	14
	（7） 工事情報の提供.....	15
	（8） 夜間の配慮.....	17
	（9） 通路の維持管理.....	17
6	参考資料.....	18
	（1） 障害者・高齢者等の行動特性.....	18
	（2） 参考とする資料など.....	19
	（3） 関係法令など.....	20
	（4） 車いすの寸法.....	22
	（5） 工事中のチェックシートの例.....	23

1 ガイドラインの目指すもの

わが国においては、急速な高齢化の進展により、本格的な高齢社会に移行しようとしています。また、身体に障害のある方も障害のない方と同様に移動できるように配慮することが求められており、歩行者空間についても、誰もが使いやすいバリアフリーに配慮した整備が求められています。

バリアフリーに配慮した歩行者空間の整備については、「横浜市福祉のまちづくり条例」や「交通バリアフリー法」などにより進められていますが、工事中の歩行者へのバリアフリー対策を進めることも大切です。

例えば、道路上の工事によって、日ごろ通り慣れた道路の使い勝手が大きく変わり、歩行者が戸惑ってしまうことがあります。特に高齢者や障害者にとっては、大きな負担となる恐れがあります。

公共の歩行者空間は、工事中であっても、いつもと同じように多くの人が通行しています。工事中の通路は、一時的な仮施設設であるうえ、工事を進めるための多くの制約条件がありますが、バリアフリーに基づいた配慮や工夫があるはず です。

このガイドラインは、工事中であっても、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保を目指しています。

2 ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、公共の歩行者空間を、建設工事によって一時的に変更する場合に、工事関係者が、歩行者へ配慮すべき項目についてまとめています。

また、各々の項目は、主に高齢者や障害者の負担を極力軽減する観点からアプローチをしました。

横浜市が発注する公共の歩行者空間での工事については、このガイドラインを使用して施工計画を作成し、実施することとします。

また、横浜市以外が発注する工事についても、公共の歩行者空間を使用して工事を行う場合は、このガイドラインを参考にして、歩行者に対するバリアフリーの推進をお願いするものです。

3 ガイドライン利用の留意点

工事によって公共の歩行者空間を使用するにあたって、使用する範囲、期間など様々なケースが考えられ、全てのケースを網羅する基準を設定することはできません。

そのため、このガイドラインでは配慮すべき基本的事項を取りまとめたものになっています。

工事を実施する際には、このガイドラインの趣旨をふまえ、個々の工事現場に適した計画を作成してください。

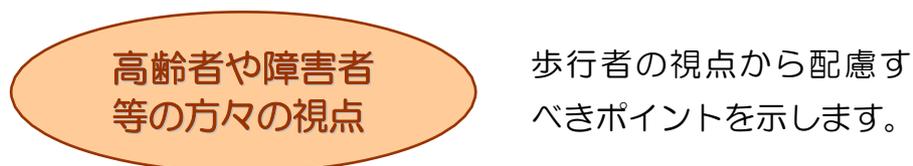
4 ガイドラインの2つのアプローチ

(1) 歩行者からのアプローチ

工事中であっても、ふだんと同じように、多くの人が行き交っています。



このガイドラインでは、個々の工事現場で具体的なイメージを持って施工計画を立てやすいように、高齢者や障害者等の方々の視点から、配慮すべきポイントについてアプローチします。



(2) 工事の箇所からのアプローチ
いろいろな場所で工事が行われます。

駅周辺などの歩行者が多い箇所での工事

道路の幅員が広く歩道があり、たえず、多くの方々が通行しています。

住宅地などでの工事

道路の幅員が狭く、歩行者は、それほど多くありません。

配慮すべき施設の近隣での工事

病院、高齢者施設、障害のある方が利用する施設などから、駅やバス停への経路となっています。

-
-
-

それぞれの工事現場の現場条件は、さまざまですが、個々の現場で具体的なイメージを持って施工計画を立てやすいように、このガイドラインでは、工事箇所の特性の視点から、配慮すべきポイントについてアプローチします。

工事箇所の特性
の視点

工事箇所の特性の視点から配慮すべきポイントを示します。

5 配慮の項目

(1) 通路の有効幅員

有効幅員は、できる限り、車いす使用者が通行しやすい幅を確保します。

また、工事箇所の周辺状況や歩行者数にも配慮します。

(解説)

- ・ 通路の幅員について、「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、歩行者が安全に通行できるようにするため 0.75メートル以上の幅員が必要としていますが、車いす使用者の通行を考え、できる限り1メートル以上の有効幅員を確保します。

また、バリケードに保安灯などを設置する場合、それが通行の支障とならないよう、設置位置、高さに配慮します。

- ・ 視覚障害者は、通路幅員を認識することが困難です。白杖で通路を認識しやすいよう、仮設通路の起終点や曲がり角では、カラーコーンの設置数を増やすなどの工夫をします。

- ・ 通路幅員を確保していても、必要に応じて工事関係者や交通整理員が誘導します。

- ・ 通路上部に足場、照明器具などが張り出している場合、視覚障害者はほとんど認識できません。通路面の幅だけでなく、空間として安全に通行できるよう配慮します。

やむを得ず通路上に足場、照明器具などが張り出してしまう場合は、その部分に人が入り込まないようにカラーコーン等を設置して、歩行者が安全に通行できるよう配慮します。

高齢者や障害者
等の方々の視点

- ・ 駅周辺などの歩行者が多い箇所での工事は、周辺状況、自転車の通行状況、歩行者数により、できる限り円滑な通行ができる幅員を確保し

工事箇所の特性
の視点

ます。

- 配慮すべき施設の近隣での工事で、工事帯が長く連続する場合などでは、車いす利用者同士がすれ違うことができる待避場所を作るなどの配慮をします。

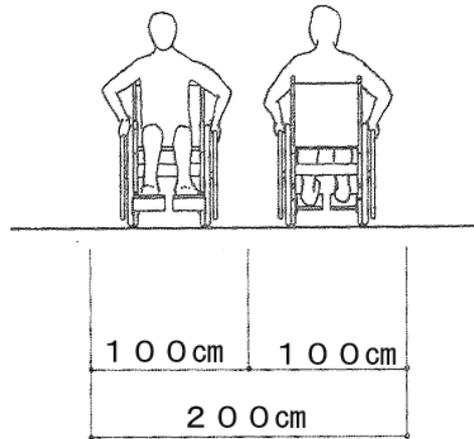
一般に車いす同士のすれ違いに必要な幅員は2メートル以上とされています。

- 通路が工事により狭くなっている場合は、歩行者の安全性や自転車の走行性を考慮して、必要に応じ自転車から降りて、自転車を押すよう誘導します。
- 住宅地などでの工事において、道路幅員が狭く、十分な通路幅員が確保できない場合には、交通誘導員など工事関係者が、通行に困難を伴う方へ、お声がけをして、安全な通行が確保できるようサポートします。

工事箇所の特性 の視点

コラム1

- 車いす使用者のすれ違いに必要な寸法



出典：横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

- 通路の有効幅員

通路には、車いす使用者の通行に支障になったり、視覚障害者などがつまずいて転倒したりする可能性のある、土砂、機具、工具などは置いてはいけません。

また、カラーコーンの台座などを含めない、実質上確保されている通路の幅員を有効幅員と考えます。

コラム 2

□ 車いす使用者へのサポート

車いす使用者によって快適なサポート方法はさまざまですので、サポートする時には使用者に直接聞く事が大切です。

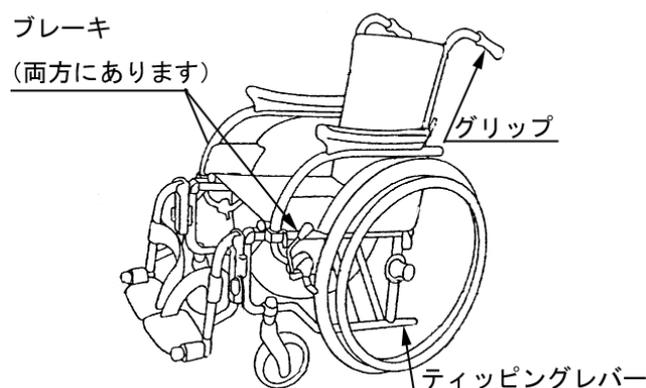
まず、サポートが必要と思われる車いす使用者へは、交通誘導員など工事関係者が、お声がけをして、必要なサポート方法を聞きましょう。

□ 車いすサポートの基本操作

- ・ 手動車いすを押す場合には、車いすの後ろに立ち、両手でハンドグリップを深くしっかりと握り、ゆっくりとまっすぐ押します。急な下り坂の場合は、お声がけしてから、後ろ向きに下ります。
- ・ やむを得ず大きな段差を乗り越えないといけない場合は、前輪が段差に着いてから、車いす後部下にある“ティッピングレバー”を踏み、前輪を持ち上げて前輪を段の上へのせ、後輪が段差に着くまで車いすを進めてから、後輪を段差の上に押し上げます。

また、段差を降りるときは、段差の手前で車いすを後ろ向きにし、後輪を段差にそって下ろしてから前輪を上げ、段差を通過してからティッピングレバーを踏みながらゆっくりと前輪を下ろします。

- ・ 砂利道では、前輪を上げたままゆっくり進むと、ゆれが少なくなります。



□ 視覚障害者へのサポート

視覚障害者を誘導する必要がある場合には、交通誘導員など工事関係者が、お声がけをして、工事中のためご不便をかけていることを説明し、肘や肩に手を掛けてもらい半歩前を歩きます。段差がある場合や、狭い場所を通るときは、その状況を説明しながら進みます。

(2) 通路こう配

こう配は、可能な限り小さくします。
やむを得ず、急こう配になる箇所では、手すり等の設置を検討します。

(解説)

- ・ 工事場所のこう配が急である場合など、こう配を無くせない場合もありますが、車いす使用者、杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、通路のこう配は、可能な限り小さくします。

高齢者や障害者 等の方々の視点

- ・ 工事期間中、やむを得ず、急こう配になる箇所が発生する場合は、杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、安全な手すりの設置などを検討します。

- ・ 工事箇所が急こう配でやむを得ない場合にのみ、階段等を設ける措置を検討しますが、車いす使用者などの通行を考え、必要に応じう回路やサポート体制の確保についても検討します。

コラム 3

□ 通路こう配の参考値

交通バリアフリー法に基づき策定された「重点整備地区※における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」では歩道の縦断こう配を次のようにしています。

- ・ 5パーセント以下とする
- ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

(3) 通路上の段差

段差は、可能な限り作らないようにします。
やむを得ず、段差が生じる場合には、段差は、わかりやすく表示し、
安全な手すりの設置を検討します。

(解説)

- ・ 工事で発生する段差には、明らかに段差であるもの以外に、仮復旧部分と本設部分の境、仮設の排水ホースや電源ケーブルなどがあり、車いす使用者、杖使用者、視覚障害者の通行の支障になる場合があります。

- ・ 車いす使用者、杖使用者、視覚障害者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、通路上の段差は、可能な限り作らないようにします。

高齢者や障害者 等の方々の視点

- ・ 工事期間中やむを得ず、段差が生じる場合には、
 - ① 杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、安全な手すりの設置などを検討します。
 - ② 車いす使用者のためのスロープの設置または回路の設定や、工事関係者によるサポート体制などを検討します。
- ・ 段差の箇所には、視覚障害者などの通行を考え、明確に段差がわかるように、段差の縁に着色するなど路面への表示方法を検討します。
その際、歩行者がつかずかないように表示材が簡単に浮き上がったり、はがれたりしないように注意します。
- ・ 必要に応じて交通誘導員など工事関係者が、通行に困難を伴う方へ、お声がけをして、安全な通行が確保できるよう誘導やサポートをします。

コラム 4

□ 電源ケーブルなどの横断による段差

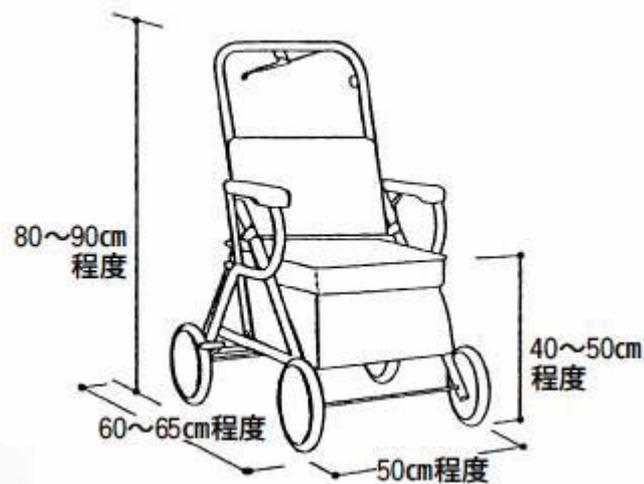
やむを得ず、通路に電源ケーブルなどを横断させる場合は、上部空間を使用するか、覆いをするなど、歩行者が転倒しないように常に配慮します。

通路上に電源ケーブルなどを設置する際は、覆いに黄色、黒色の縞模様の着色をするなどして、歩行者が気づきやすいよう工夫します。

□ シルバーカー（ISO 9999 では歩行車）

かごを備えたフレーム下に車輪が付き、かごの蓋が腰掛として利用できる歩行補助具のことをいいます。前輪を上げることが難しく、段差を越えることはできない場合が多いため、サポートをするなどの配慮が必要です。

また、シルバーカーの利用者は、足腰が弱っている方が多いので、バランスを失い転倒しやすいので、工事関係者は注意が必要です。



出典：財団法人テクノエイド協会「福祉用具の選び方情報」

(4) 通路の路面状態

路面は、仮設舗装や歩行者用マットなどにより、凹凸をなくし、滑りにくく、水はけのよい状態に保ちます。

(解説)

- 歩行者通路の路面は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、凹凸をなくし、歩行に支障となる砂利、碎石等は除去しなければならないとしています。

高齢者や障害者等の方々の視点

- 通路の路面は、車いす使用者、杖使用者、脚力が弱った高齢者などの通行を考え、仮設舗装や碎石で路面の凹凸を無くした後に歩行者用マットを敷くなどし、滑りにくく、水はけのよい状態に保ちます。

- 駅周辺などの歩行者が多い箇所での工事では、仮設舗装がはがれたり、歩行者用マットがめくれたりしやすいので、路面の保持に注意します。

工事箇所の特性の視点

コラム 5

□ 滑りやすい所

晴れの日には問題がなくても、雨が降り路面が濡れると滑りやすい場所があります。特に、こう配や段差のあるところは、注意が必要です。

ふだんは問題がなくても、工事の関係で、既存の路面が濡れる場所では、路面の状況に注意を払い、必要な表示や対策を行う必要があります。

また、歩行者用マットとアスファルト舗装の境目など、路面材料が変化するところも注意を払う必要があります。

(5) う回路の設定

やむを得ず、う回路を設置する場合には、最適な経路を総合的に考慮します。

歩行者へは、わかりやすい誘導を行うだけでなく、工事内容や、う回期間など、必要な情報をお知らせするように努めます。

(解説)

- 現場条件により、やむを得ず、う回路を設定しなければならない場合には、う回距離の妥当性、う回路の安全性などを総合的に考慮し計画します。
- 案内板や誘導板をう回路の起終点などに設置し、わかりやすい案内誘導を行うほか、工事内容などについての情報をお知らせするように努めます。
また、う回をしなければならない期間やう回路変更の予定日なども、重要な情報です。
 - 視覚障害者などへ十分に配慮し、状況に応じて、う回路上の歩行者が迷いやすい箇所などには、交通誘導員の配置も検討します。
 - 必要に応じて交通誘導員など工事関係者が、お声がけをして、必要な誘導や、情報提供を行います。
- う回路として、やむを得ず、車道の一部を使用する場合は、車道と通路を柵で明確に分離し、十分な安全対策を講じることに加え、歩行者が安心して通行できるよう、通路の幅員、こう配、段差などについても配慮します。
また、必要に応じて交通誘導員による誘導やサポートを行います。

高齢者や障害者
等の方々の視点

コラム 6

□ 案内板の表示

案内板は、わかりやすく作り、見やすい場所に設置する必要があります。

案内板は、文字だけでなく、わかりやすい地図などを入れるほか、文字の大きさや、明確な文書などにも心がけてください。

(6) 視覚障害者誘導用ブロックの設置してある箇所の対応

視覚障害者誘導用ブロックが設置された箇所での工事では、現状の誘導機能を確保して工事を行います。

通路から横断歩道に接続する箇所は、当該車道等の部分から2 cmを標準に段差を設けます。

(解説)

高齢者や障害者
等の方々の視点

- ・ 歩道等に視覚障害者誘導用ブロックが設置されている箇所での工事で、やむを得ず視覚障害者誘導用ブロックを一時的に撤去する場合には、視覚障害者誘導用ブロックを仮設置するなど機能の確保を行うほか、交通誘導員など工事関係者が、お声がけをして、必要な誘導をします。
- ・ 通路から横断歩道に接続する箇所は、車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性確保の双方を考慮し、車いす使用者が通行可能で、視覚障害者が、通路と車道の境界を白杖や足で容易に認知できるように、2 cmを標準に段差を設けます。

(7) 工事情報の提供

近隣住民の方々や、通行するの方々へ、工事に伴う道路状況の変更などの情報の提供に努めます。

(解説)

- ・ 工事に伴い通行状況を変更する場合には、お知らせのちらしや、工事看板などで、歩行者通路等についての十分な情報を提供し、工事への理解、協力を得るよう努めます。
- ・ 病院、高齢者施設及び、障害のある方が利用する施設などの付近での工事では、それらの施設へ情報を提供し、連携を図るよう努めます。
- ・ 工事看板は、大きさ、設置場所が適切でないと、歩行者が車や自転車の死角に入ってしまう場合があります。工事箇所の状況に応じて、小型版の工事看板を設置するなどの工夫をするよう努めます。

工事箇所の特性 の視点

コラム 7

□ 知的障害者への工事情報の提供

知的障害者には、言語や空間認知の不的確さ、見通しの欠如などの問題がある場合があります。工事により突然環境変化が起きると、大きな精神的負担になる場合があります。そのため、工事情報を事前に提供する必要があります。

□ 障害のある方が通行する経路の確認

障害のある方が利用する施設が工事場所の近隣にはなくても、施設利用者が普段使っている経路となっていることは少なくありません。また、歩道などで工事をする場合、施設利用者が乗るバスの発着場所となっていることもあります。

施工計画の立案段階に、近隣に施設がないか、通行経路になっていないか必ず確認し、該当する場合は、それらの施設、町内会等へ工事情報の提供、お知らせ看板の設置など、必要な対応を取るようしてください。

コラム 8

□ 聴覚障害者への工事情報の提供

工事現場では、声、笛、機械音など視覚以外による情報伝達も行われていますが、聴覚障害者には、それらの音を認識できない方、聞き取りにくい方がいます。

そのような場合でも、工事看板のほか、工事黑板や野帳を使った筆談でコミュニケーションをとることができます。

(8) 夜間の配慮

夜間であっても、安全に通行できるようにします。

(解説)

- ・ 工事中の通路は、夜間であっても、必要により照明や赤色灯などを設置し、安全に通行できるように配慮します。
- ・ 特に段差部分などは、夜間であっても、明確にわかるように、照明、路面表示、注意看板などを設置します。
- ・ 開口部は、バリケードで通路と分離し、歩行者が誤って進入しないようにしたり、ネット等により転落防止措置をとるなどします。

高齢者や障害者
等の方々の視点

- ・ 通行しやすいように、足もとも明るくなるように照明を設置します。

(9) 通路の維持管理

通路の維持管理に努めます。

(解説)

- ・ 工事現場は、たえず変化しますが、日常の巡回により、通路を安全で、誰もが通行しやすい状態に保ちます。
巡回では、確認もれが無いよう、チェックシートなどを活用します。
- ・ 雨天時の通路面の排水、強風時のフェンス・看板類の転倒、積雪時の通路確保など悪天候についても配慮します。

6 参考資料

(1) 障害者・高齢者等の行動特性

・車いす使用者

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。

路面に段差があると、車いすで乗り越えることができません。また、凹凸があり、移動の際に振動が大きい場合や、こう配がきつく、距離の長い傾斜路は車いす使用者や介助者にとって負担が大きくなるので配慮する必要があります。

・杖使用者

杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持久力の改善等を目的としています。

杖使用者は、身体の安定を保ちにくいため、路面上のわずかな段差にもつまずきやすいので、不要な段を設けないようにするだけでなく、滑りにくい路面仕上げにするよう配慮する必要があります。

・視覚障害者

視覚障害者というと全盲の人と思いがちですが、残存視力のある方の方が多くみられます。

日常生活のなかでほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声により情報提供をする必要があります。移動の際は白杖や靴底の感覚を利用するため、床面の状態は把握できますが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないため、通路面だけでなく空間として安全に通行できるような配慮が必要です。

また、残存視力のある人の方が多いので、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明等で配慮する必要があります。

・聴覚障害者

聴覚障害者は、障害の程度や発生年齢、生活背景などにより、一般に「ろう（あ）者・難聴者・中途失聴者」に区分されます（明確な基準はありません）。

ろう（あ）者は、障害の程度は重度で、発生時期は先天的あるいは乳幼児～学齢期です。大半が聾学校で教育を受け、主に手話によるコミュニケーションを行います。

難聴者・中途失聴者は、障害の程度は軽度から最重度で、難聴者の発生時期は先天的から高齢期まで多様です。中途失聴者の発生時期は青年期移行に多く見られます。コミュニケーションは補聴器を使用した口話や筆談が多く、若年層では手話を行う人もいます。

外見から分かりづらく、視覚による情報が容易に入手できるものと思われるため、その

障害について周囲の人々からは正しく理解されにくい等の問題もあります。

工事看板など視覚による情報伝達が有効ですが、工事看板などの配置等は、人の行動に合わせ要所要所に整備するよう配慮する必要があります。

・高齢者

加齢に伴い、足腰等が弱く、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段等を利用することに困難が生じたりします。情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できません。新しい機器等に対する順応性が低くなる場合があります。

高齢者の中には、シルバーカーを利用される方もいますが、シルバーカーは、前輪上げが難しく、段差を越えることができない場合が多いため、工事関係者は配慮する必要があります。

・知的障害者

多くは脳の発達障害により知的機能の低下とそれに伴う適応障害のある人で、言語や空間認知の不的確さ、抽象化や一般化の困難性、記憶の不安定さ、見通しの欠如、コミュニケーションの障害、健康上の問題などがあります。工事による通路変更などの突然の環境変化は、大きな精神的負担になる場合があります。

言語による意思伝達の不足を補う手段として絵、文字、動作などの視覚的な手段が有効です。

・精神障害者

一般的に統合失調症を指し、もともともっている内的な素因に社会的、身体的なストレスが加わって発病にいたりします。作業内容を理解するのに時間がかかったり、手順への関心や作業工程の工夫が苦手なため疲労しやすく回復が遅かったり、あいさつや会話が不得意などの症状があります。また、新しい環境への対応に時間がかかる場合があります。

工事現場では、通路（歩道）の変更について図など視覚的な資料でわかりやすく提示し、本人が具体的なイメージを持てるよう配慮します。また、工事現場での誘導は、本人の意思を尊重し、お声がけを行いながら本人のペースに合わせ、ゆっくり行います。

(2) 参考とする資料など

- ・ 横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 横浜市福祉局
- ・ 道路の移動円滑化整備ガイドライン (財)国土技術研究センター
- ・ 路上工事作業における道路使用許可申請マニュアル
道路使用実務研究会

(3) 関係法令など

建設工事公衆災害防止対策要綱〔土木工事編〕（抜粋）

第 24（歩行者対策）

起業者及び施工者は、第 23(車道幅員)に規定する場合において、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.75 メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5 メートル以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境には第 11（さくの規格、寸法）から第 13（移動さくの設置及び撤去方法）までの規定に準じてすき間なく、さく等を設置する等歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかななければならない。

第 17（道路標識等）にも述べたとおり、作業場付近における歩行者の安全通行の確保は極めて重要である。そのためには、第 23（車道幅員）に規定した車両の通行とは別に歩行者用の通路を設け、その境界を明確にし、安全確保のため必ず第 11（さくの規格、寸法）から第 13（移動さくの設置及び撤去方法）の規定による措置をとらなければならない。安全ロープは、ごく短時間の臨時的な使用や、誘導員が歩行者を安全な通行路に誘導するための補助手段としての使用に限るべきである。また、歩行者通路として幅 0.75 メートル以上、自転車用通路として幅 1.0 メートル以上というのは「道路構造令」に定められた最小幅員であり、歩行者や自転車の数だけでなく、沿道状況、通行形態、避難路指定の有無、工事区間長、工期等を勘案の上、余裕幅を含んだ幅員にしなければならない。特に自転車の通行が多い場合には、幅員をできるだけ広く確保することが必要である。また、身体障害者に対しても十分配慮すべきである。歩行者用の通路がどうしてもとれない場合には、車道の幅員の中を通すことになるが、その場合、歩行者の通行に際して車両を一時停止させる等安全に対する十分な措置を講じなければならない。

歩行者を通行させる路面は、凹凸をなくし、歩行に支障となる砂利、碎石等は除去しなければならない。また勾配が急な場合は、必要に応じて階段等を設け、全体の勾配をゆるくするなどの措置を講じなければならない。この場合、夜間はその箇所に第 26（高い構造物等及び危険箇所の照明）の規定による照明を施しておくことが必要である。

なお、既設の歩道の幅員を狭くする必要がある場合もこの項に準ずるものとする。

建設工事公衆災害防止対策要綱〔建築工事編〕（抜粋）

第 22 （歩行者対策）

施工者は、本章第 21（車両交通対策）第 3 項に該当する場合には、歩行者が安全に通行し得るために、車道とは別に幅 0.75 メートル以上、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5 メートル以上の歩行者用通路を確保し、必要に応じて交通誘導員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。この場合において、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、必要により、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの中に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分けするとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じてスロープ等を設けなければならない。

工事現場付近における歩行者の安全通行の確保は極めて重要である。そのためには、車両の通行幅員とは別に歩行者用の通路を設け、その境には必要により、移動さくを間隔をあけないように設置するか、又は安全ロープ等をはってすき間をなくす等の措置を講じて移動さくを設置するなどの措置を講じなければならない。

移動さくを設置する場合は、高さ 0.8 メートル以上 1 メートル以下、長さ 1 メートル以上 1.5 メートル以下で、支柱の上端に幅 15 センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とする。歩行者の通行が禁止されていることが明らかにわかるもので、容易に転倒しないものでなければならない。なお、道路上の移動さくの設置方法及び撤去方法は、土木工事編第 13（移動さくの設置及び撤去方法）を参照されたい。

歩行者用の通路がどうしてもとれない場合には、車両交通の幅員の中を通すことになるが、その場合、歩行者の通行に際して車両の通行を一時停止させる等、安全に対する十分な措置を講じなければならない。

歩行者を通行させる路面は、凹凸をなくし、歩行の妨げとなるような障害物は除去しておかなければならない。勾配が急な場合は、全体の勾配をゆるめるなどの措置を講じ、夜間はその箇所に適切な照明を施しておくことが必要である。

(4) 車いすの寸法

自走用標準型車いす

手押しハンドル
グリップ
アームレスト
バックレスト
シート
スカートガード
ハンドリム
ブレーキ
ティッピングレバー
駆動輪
キャスト
レッグレスト
レッグサポート
フットレスト

全長 : 120cm以下
全幅 : 70cm以下
全高 : 109cm以下
フットレスト高 : 5cm以上
折りたたみ幅 : 32cm以下

**自操用標準形
電動車いす**

クリップ
操作ボックス
アームレスト
バックレスト
シート
レッグレスト
スカートガード
フットレスト
駆動輪
バッテリー
キャスト
レッグサポート

全長 : 120cm以下
全幅 : 70cm以下
全高 : 109cm以下

**自操用ハンドル形
電動車いす**

バックミラー
ハンドル
バックレスト
アームレスト
シート
駆動輪
ステップ
操舵輪
操作ボックス
バスケット
ブレーキ

出典：財団法人テクノエイド協会「車いすの選び方解説書」

(5) 工事中のチェックシートの例

工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン 仮
設通路等の日常点検チェックシート

工 事 名					
工 期		工事請負人名			
点 検 年 月 日		現場代理人名			
点 検 者 職 名		点 検 者 名			
点検項目		点検内容		点検結果	改善確認
通路の幾何構造	(1) 通路の有効幅員	有効幅員は、できる限り、車いす使用者が通行しやすい幅を確保します。			
		工事か所の周辺状況や歩行者数にも配慮します。			
		その他の対応:			
	(2) 通路こう配	こう配は、可能な限り小さくします。			
		その他の対応:			
	(3) 通路上の段差	段差は、可能な限り作らないようにします。			
その他の対応:					
(4) 通路の路面状態		路面は、仮設舗装や歩行者用マットなどにより、凹凸をなくし、滑りにくく、水はけのよい状態に保ちます。			
(5) う回路の設定		やむを得ずう回路を設定する場合には、最適な経路を総合的に考慮します。			
		通行されている方へは、わかりやすい誘導を行うだけでなく、工事内容やう回期間など、必要な情報をお知らせするように努めます。			
		その他の対応:			
(6) 視覚障害者誘導用ブロックの設置してある箇所の対応		視覚障害者誘導用ブロックの設置か所での工事では、現状の誘導機能を確保して工事を行います。			
		通路から横断歩道に接続する箇所は、当該車道等の部分から2cmを標準に段差を設けます。			
		その他の対応:			
(7) 工事情報の提供					
(8) 夜間の配慮					
特記事項					

工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン

横浜市ファシリティマネジメント推進室
ファシリティマネジメント推進部 公共事業調整課

平成17年6月 制定